

# 松山市立生石保育園 重要事項説明書

## 【事業所の名称等】

松山市が設置するこの保育所の名称及び所在地等は、次のとおりとする。

名称	松山市立生石保育園
所在地	松山市高岡町860番地1
運営	社会福祉法人白鳩会
連絡先	電話番号 089-972-0803 FAX 089-971-9902
施設長氏名	島田 健介
開設年月日	昭和24年6月1日
当園の基本理念・方針	<p>&lt;保育理念&gt;</p> <p>○子どもは子ども同士認め合い、助け合い、励まし合い、学びあう子ども社会の中で、成長することが望ましいと考えます。</p> <p>○私たちは、子どもたちの個性・人格を尊重し、自立を促し、日々の生活の中で家族とともにその成長・発達の援助を行います。</p> <p>&lt;保育方針&gt;</p> <p>○社会福祉法人白鳩会メソッド・一日の保育の流れを中心に、子どもたちが主体的に生き生きと生活・活動できる環境を整え、自己を十分発揮し人として『生きる力』を育む。</p> <p>○在園児および地域の子育て支援を行う。</p> <p>○愛着関係を確立させ、子どもとの継続的な信頼関係を築く。</p> <p>&lt;保育目標&gt;</p> <p>○乳児期の愛着関係を基盤とし、認知能力（記憶、計算、判断、決定、言語理解など）と非認知能力（意欲、協調性、粘り強さ、忍耐力、計画性、思いやり、自己肯定感）を育む。</p>

## 【認可定員】

当園の認可定員は90人とする。

## 【利用定員】

当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 2号認定子ども（保育を必要とする3歳児以上児。） 57人
- (2) 3号認定子ども（保育を必要とする3歳児未満児。）のうち、満1歳以上の子ども 28人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 5人

## 【提供する保育等の内容】

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）

- (2) 養護と教育の一体的な提供
- (3) 食事の提供
- (4) 子育て家庭に対する支援
- (5) 延長保育事業
- (6) 休日保育
- (7) その他保育に係る行事等

### 【職員の体制】

保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合が有り得る。

- (1) 園長 1名  
園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務を司る。
- (2) 主任保育士 1名  
主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに園長を補佐し、保育内容について他の保育士を総括する。
- (3) 保育士 25名以上  
保育士は、保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (4) 調理員 5名以上  
調理員は、栄養士が作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
- (5) 用務員 1名以上  
用務員は、園内周辺の清掃業務に従事する。
- (6) 嘱託医 2名以上（内科医、歯科医）  
嘱託医は、園児の定期健診、健康管理、歯科検診及び保健衛生指導に従事する。
- (7) 専門講師 3名以上（体育講師、音楽講師、造形講師）  
専門講師は、園児に専門の授業を行う。
- (8) 保育補助員 1名以上  
保育補助員は、保育士の保育が適切に行われるよう保育補助を行う。

### 【保育を提供する日】

提供する日	年始（1月1日～1月3日）以外の日	
保育時間	保育標準時間	午前7時～午後6時（11時間）
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分（8時間）
延長保育	保育標準時間	午後6時～午後8時
	保育短時間	午前7時～午前8時30分 午後4時30分～午後8時
開所時間	月～土曜日	午前7時～午後8時
	日曜日、祝日	午前8時～午後6時
休業日	年始（1月1日～1月3日）	

※保育時間は上記の範囲内で保護者が保育を必要とする時間とする。

### 【休日保育】

当園は、日曜日及び祝日等の午前8時から午後6時まで、認定された保育必要量の範囲内で、保護者の就労等の状況により、休日保育を行う。ただし、受け入れ態勢や子どもの

状況により、受け入れが困難な場合はこの限りではない。

### 【利用者負担その他の費用の種類】

- 1 当園の特定教育・保育を利用した教育・保育給付認定保護者は、その教育・保育給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。
- 2 当園は、教育・保育給付認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。
- 3 2号認定子どもへの給食の提供に際して、実費として一月当たり4,500円を徴収する。ただし、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年4月30日内閣府令第39号）第13条第4項第3号に規定するものを除く。
- 4 当園は、前3項の支払いを受けるほか、特定教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、実費に係る費用の支払いを受けることがある。
- 5 延長保育の料金は下表のとおりとする。なお、保育短時間認定に係る場合は、その合計とする。

#### (1) 午後6時以降利用する場合

	30分		1時間		1時間30分		2時間	
	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額
生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
非課税世帯	80円	800円	130円	1,300円	180円	1,800円	230円	2,300円
課税世帯	160円	1,600円	260円	2,600円	360円	3,600円	460円	4,600円

#### (2) 保育短時間認定で午前7時から午前8時30分及び午後4時30分から午後6時まで利用する場合

	30分	1時間	1時間30分	2時間	2時間30分	3時間
	日額	日額	日額	日額	日額	日額
生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円	0円	0円
非課税世帯	50円	100円	150円	200円	250円	300円
課税世帯	100円	200円	300円	400円	500円	600円

- 6 休日保育を利用し、一月の利用日数が各月の日数から各月の休所日（日曜日、祝日、1月2日、1月3日、12月29日から31日）を除いた日数を超える場合は、一日当たり下表のとおりとする。

	保育標準時間認定	保育短時間認定
生活保護世帯等	0円	0円
非課税世帯	1,000円	800円
課税世帯	2,000円	1,600円

#### 【利用の開始・終了に関する事項】

利用者の決定	市が行う利用調整による
退園理由	(1) 利用幼児が小学校に就学したとき (2) 利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき (3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき
利用者に当たっての留意事項	1. 子どもの健康状態、その他について異常が認められ、集団生活に対応できない場合は（急な発熱、感染症等）、都合が付き次第迎えを行うこと。 2. あらかじめ決められた送迎時間を超えた場合、決められた方以外が迎えをする場合は、事前に必ず連絡をすること。 3. 当園で集金している諸経費（主食代、園外保育代、保護者会費、写真代）については、当園が指定する期日までに納入すること。 4. 次の事柄に該当する場合は、必ず当園に連絡すること。 ア.住所の変更があった場合 イ.勤務先、連絡場所等に変更があった場合 ウ.同居の家族構成に変更があった場合 エ.園児本人の既往歴（これまでに罹った、あるいは今罹っている病気など）について オ.予防接種を受けた時 カ.園児本人及び家族が感染症に罹った場合 キ.病気やその他の都合で欠席をする場合 ク.その他当園に届け出ておくことが適当と思われること 5. 園内において行事等当園が許可する場合以外及び写真（携帯電話での撮影も含む）撮影、ビデオ撮影をすることは子どもたちの人権保護の観点からも行わないこと。 6. メールや SNS（LINE, Twitter, FaceBook 等）などのコミュニケーションツールを利用する場合は、個人情報に関するトラブルが発生する恐れもあるため、発信する内容については自身の責任においてくれぐれも注意すること。 （当園での責任は負いかねる） 7. 園内において政治活動、宗教活動、販売行為、暴力行為または他に迷惑のかかる行為は禁止する。

### 【緊急時における対応方法】

- 1 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。
- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、松山市、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

### 【非常災害対策】

防火管理者	島田 健介
消防計画届出年月日	令和6年4月19日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施する。
防災設備	消火器・誘導灯・火災報知機
避難場所	生石八幡神社、生石小学校
緊急時の連絡手段	(生石保育園携帯) 090-2827-8383 ※状況により災害時の安否については CCWCoNNect メールを活用する場合もある。

### 【虐待の防止のための措置】

当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じる。

### 【個人情報の取り扱い】

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはない。